



# SMTB

## 厚生年金基金ニュース

(平成24年12月10日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

### 厚生年金基金の資産運用に係る省令・通知の改正について (改正省令・通知に関するQ&A公表)

9月26日に改正された以下の厚生年金基金の資産運用に係る省令・通知改正について、厚生年金基金向けのQ&Aが厚生労働省のホームページにおいて公表されました。(あわせて、当該Q&Aをホームページに掲載することに関し、厚生労働省から11月30日付で通知が発出されております。)

なお、このQ&Aには、「運用基本方針に盛り込むべき事項のポイント等の例示」と「役職員に係る倫理規程の策定のポイント」が添付されておりますので合わせてご参照いただければと存じます。

また、11月2日の厚生年金基金ニュースで弊社作成の役職員倫理規程(案)をご案内しておりますが、「役職員に係る倫理規程の策定のポイント」を踏まえ一部内容を修正しましたので、改めてご案内申し上げます。

- ◆[役職員倫理規程\(案\)](#)
- ◆[国家公務員倫理規程との比較表](#)



修正箇所は、第4条並びに比較表の第4条および第5条に係るコメント欄です(比較表の赤字の部分です)。

- ① 厚生年金基金規則の一部を改正する省令 【参考】新旧
- ② 「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」の一部改正について  
(平成24年9月26日年発第0926第4号)
- ③ 「厚生年金基金の年金給付等積立金の運用に係る基本方針について」の一部改正について  
(平成24年9月26日年発第0926第7号)
- ④ 「厚生年金基金の運用受託機関に対し掲示すべき年金給付等積立金の運用指針について」の一部改正について  
(平成24年9月26日年発第0926第8号)
- ⑤ 「厚生年金基金の資産運用に係る事務の取扱いについて」の一部改正について  
資産運用業務報告書様式 (平成24年9月26日年企発0926第3号)

#### Q&Aに関する通知

「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」の一部改正について等に関するQ&Aについて  
(平成24年11月30日年企発1130第2号)

[別添] 厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン(通知)等に関するQ&A

[別紙1] 厚生年金基金の「運用の基本方針」に盛り込むべき改正ポイント等の例示

[別紙2] 厚生年金基金の役職員の職務に係る倫理に関する規程の策定のポイント

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。  
本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。

## Q & Aの内容

Q & Aの内容は、これまでにご案内した「[パブコメ結果公示](#)」や「[信託協会確認事項](#)」の内容と重なるものが少なくありませんので、以下ではQ & Aのうち、主に、新たな内容を含むものを抜粋のうえ要約してご案内いたします。

No.	関連通知等	Q & Aの要約
<b>資産運用業務報告書等の提出時期等</b>		
4	①56条2項 ⑤	基金規則上、「運用の基本方針」の厚労大臣宛提出は、平成25年度分の資産運用業務報告書(平成26年9月30日提出期限)への添付から行うことになる。ただし、 <u>別途課長通知を</u> <u>発出し、平成25年4月1日時点で有効な「運用の基本方針」の提出を依頼する予定。</u>
5	⑤	改正後の「資産運用業務報告書」と現状の「厚生年金基金業務報告書」で重複する項目については、別途課長通知を発出し、「厚生年金基金業務報告書」から削除する予定。
<b>運用の基本方針の策定等</b>		
6	①56条2項 ②三(4)	「運用の基本方針」は、基金が受託者責任を果たすために自らの実情等を十分踏まえて作成することが求められるが、 <u>今回の改正の趣旨を正しく踏まえた「運用の基本方針」が定められるよう、Q &amp; Aの別紙1でポイント等を示す。</u> なお、「運用の基本方針」の作成に当たり、総幹事会社等に協力を求めても差し支えない。
<b>集中投資の考え方等</b>		
8	②三(2)	「分散投資」の内容は、基金の財政状況等によって左右されるものであり、一律に基準を示すことはできない。基金は受託者責任を全うするため、分散投資を行い、安全かつ効率的な資産運用に努めていく必要がある。 <u>その意味で、政策的資産構成割合を適切に策定することが分散投資を徹底することにつながると考えている。</u>
<b>オルタナティブ投資を行う場合の留意事項等</b>		
16	②三(4)	「一般に適正と認められる認証基準等の取得状況」の例として、SSAE16、IASE3402、GIPS等が想定される。
17	②三(4)	外国籍私募投資信託等の海外のファンドを用いた投資を行う場合、当該海外ファンドの管理運用に係る海外の関係機関(※)、及び基金と直接契約を結ぶ運用受託機関等の間の人的関係や資本関係について、リスク管理の観点から、できる限り確認されなければならない。  (※) 受託会社(トラスティー)、資産保管銀行(カストディアン)、事務管理会社(アドミニストレーター)、運用会社(インベストメント・アドバイザー)、ファンド取扱証券会社等
19	②三(5)	広く認知されている市場ベンチマークがない運用商品(※)の定量評価においては、運用受託機関と協議の上、運用戦略等に照らして適切と考えられる基準を、「一般的に適正と認められる合理的な基準」に代わるもの(絶対収益追求型の運用商品であれば、ベンチマークとして円LIBOR+ $\alpha$ 等)としてできる限り設定し、それらを用いて定量評価等を行うことが望ましい。  いずれにせよ、基金として、当該運用に関する説明責任を全うできるよう、できる限り適切な対応を行うことが求められる。  (※) 不動産関連やヘッジファンド、プライベートエクイティ等

No.	関連通知等	Q&Aの要約
<b>運用の委託</b>		
20	②三(5)	<p>基金が運用受託機関に対し、特定の金融商品を取得することを指示すること(※)は、厚生年金基金令第30条第1項または第3項における「<u>運用方法を特定しないこと</u>」または「<u>投資判断の全部を一任すること</u>」に反するので注意が必要である。</p> <p>(※) 当該金融商品(外国籍私募投信等)について投資一任契約を結ぶ運用受託機関が自社又は自社グループで組成している場合を除く。</p>
<b>運用コンサルタント等の利用</b>		
23	②三(8)	運用コンサルタント等との契約時には、運用機関との契約関係の有無だけでなく、運用機関との人的関係や資本関係についても、併せて確認されるべき。
<b>研修等</b>		
26	②三(9)	研修の実施形態や内容等について、行政が一律の規制等をかけることは困難と考えており、厚労省が研修に関する資格や要件等を設ける予定はない。
<b>理事等の禁止行為等</b>		
27	②三(10)	基金役職員の管理運用業務に係る倫理規程については、各基金が自らの実情等を踏まえて作成するべきものであるが、 <u>今回のガイドライン改正の趣旨を正しく踏まえた規程が定められるよう、Q&amp;Aの別紙2で同規程に盛り込むべき事項のポイント等を例示する。</u>
28	②三(10)	母体企業の社長等と兼務している非常勤の理事等については、母体企業等において当該本人に対する倫理規程等が定められている場合には、基金の倫理規程の適用について、常勤役職員と異なる取扱いとしても差し支えない。
<b>資産運用委員会等</b>		
31	②六	<p>資産運用委員会の委員に、選任・評価の対象となる運用受託機関等の関係者が入っている場合(利益相反のおそれのある場合)には、当該委員が運用受託機関等の選任・評価の審議に加わることは適切ではない。</p> <p>このような場合に対処するため、資産運用委員会に関する規程等で、当該委員を適宜審議から除外する旨をあらかじめ適切な形で設けておくことが望ましい。</p>
<b>代議員会への報告・加入員及び事業主等への情報開示</b>		
33	②八	<p>代議員会には運用実績だけでなく、運用体制や事業運営等に関する情報等を報告することが求められる。</p> <p>「運用受託機関のリスク管理状況」の報告については、例えば、トラッキングエラーの確認等にとどまらず、ファンドマネージャーの離職状況の把握等があげられる。</p>
<b>その他</b>		
36	②八	<p>今般の改正によって、規約に追加、変更する項目はないと考えている。各基金においては規約を精査の上、必要に応じて対応していただきたい。</p> <p>なお、今回、加入員等への業務概況の周知項目に追加された「資産運用委員会の議事の概要等」は、業務概況の周知を定める基金規則第56条の2第1項第8号の「その他基金の事業に係る重要事項」に含まれると考えてよい。</p>
<b>資産運用業務報告書の記載方法等</b>		
37	⑤	<p>政策的資産構成割合の乖離許容幅の表示は、原則として、資産ごとの政策的資産構成割合を挟んで、上限値と下限値を表示する(X%~Y%)。</p> <p>政策的資産構成割合を策定することの意義を踏まえ、乖離許容幅は適切な大きさに設定されるべきであり、例えば、「0~100%」のような設定は適切でない。</p>

No.	関連通知等	Q & Aの要約
		<p>なお、市場の大幅かつ急激な変動等に応じて、ポートフォリオのリスク管理等の観点から資産構成割合を機動的に変更して運用することにより、一時的に乖離許容幅を超過した状態になることは差し支えない。</p>
38	⑤	<p>運用の透明性を確保する観点から(オルタナティブ投資を伝統資産の代替と位置付けている場合であっても)、オルタナティブ投資を行う場合は、政策的資産構成割合に「オルタナティブ」の割合が設定されていることを基本とする。</p> <p>具体的には、オルタナティブ投資に関する政策的資産構成割合を設定した上で(例えば10%)、投資上限を超えないような許容乖離幅(例えば5%~15%)を定めることになる。政策的資産構成割合(A)のオルタナティブ欄を0%と記載することは不相当と考えられる。なお、資産構成割合のリバランスルールにおいては、オルタナティブ投資の特性(流動性の制約等)を考慮し、通常のリバランス実施対象から除外した取扱いとし、必要に応じて、別途、リスク管理の観点から、オルタナティブ投資に関する配分調整等を行うことも考えられる。</p>
39	⑤	<p>基金で策定した政策的資産構成割合が資産運用業務報告書様式の資産区分に合わない場合は、その管理内容を注記することにより、実態に即した形で適宜記載し、報告していただく。</p> <p>【例①】「グローバル株式」や「グローバル債券」として政策的資産構成割合を定めている場合</p> <p>〈政策的資産構成割合〉 実態に即した形で適宜記入し、欄外に管理内容がわかるよう注記</p> <p>〈運用実績〉 様式に従って資産別の実績値を記入し、必要に応じて欄外に管理内容等を注記</p> <p>【例②】代行部分および加算部分に対応する政策的資産構成割合をそれぞれ分けて、2つ策定している場合</p> <p>〈政策的資産構成割合〉 代行部分と加算部分を一つにまとめた形で記入し、欄外に区分している内容等を注記</p>
41	⑤	<p>オルタナティブ商品の記載については、運用内容をよく把握した上で、最も適切な内訳を【投資商品名】から選択して記載する。</p> <p>複数の戦略等を採用している商品で、それらが十分に分散されている場合は、「a.ファンド・オブ・ヘッジファンズ」又は「h.マルチストラテジー」として記載してよく、主たる戦略等があってその内容が選択肢にある場合はその主たる戦略等の商品として記載して差し支えない。</p> <p>【備考】の内訳表は参考情報としてオルタナティブ投資の実態を確認するものであり、表への記入は1つの欄に1つの内訳ずつとする。</p> <p>〈選択肢にない運用戦略等を内容とする商品の場合〉 「i.その他のヘッジファンド」や「aa.その他」等を選択し、【備考】の内訳表の1行目に、選択した記号と当該商品名(運用戦略名)を簡潔に記載し、2行目以下に該当する数値を記入する。</p>

以上